

JIS

照明器具－第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ (ネオン管を含む) 用照明器具及び 類似器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-14 : 2013

平成 25 年 3 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田 敏男	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	一般社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田中 智	一般社団法人日本電機工業会
	豊馬 誠	電気事業連合会
	中根 育朗	一般社団法人電池工業会
	原田 真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.3.21

官 報 公 示：平成 25.3.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
14.1 適用範囲	1
14.2 引用規格	1
14.3 試験の一般要求事項	2
14.4 用語及び定義	2
14.5 照明器具の分類	4
14.6 表示	4
14.7 構造	4
14.8 外部及び内部配線	8
14.9 保護接地	8
14.10 感電に対する保護	9
14.11 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	9
14.12 絶縁抵抗及び耐電圧	9
14.13 沿面距離及び空間距離	9
14.14 耐久性試験及び温度試験	11
14.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	11
14.16 ねじ締め式端子	11
14.17 ねじなし端子及び電気接続	11
附属書 A (参考) 関連規格で規定する高圧ケーブル又は同等品のリスト	15
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	16
解 説	18

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8105-1 第1部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第2-1部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第2-5部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第2-6部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第2-7部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-9 第2-9部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

JIS C 8105-2-10 第2-10部：子供用移動灯器具に関する安全性要求事項（予定）

JIS C 8105-2-11 第2-11部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項（予定）

JIS C 8105-2-12 第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第2-13部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-14 第2-14部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管を含む）用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第2-17部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第2-19部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第2-20部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第2-22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第2-23部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-24 第2-24部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項（予定）

JIS C 8105-3 第3部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5 第5部：配光測定方法

照明器具—第 2-14 部： 管形冷陰極放電ランプ（ネオン管を含む）用照明器具 及び類似器具に関する安全性要求事項

Luminaires—Part 2-14: Particular requirements— Luminaires for cold cathode tubular discharge lamps (neon tubes) and similar equipment

序文

この規格は、2009 年に第 1 版として発行された IEC 60598-2-14 を基とし、我が国の配電事情を勘案し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

14.1 適用範囲

この規格は、電源電圧が 1 000 V 以下で、1 000 V を超え 15 000 V 以下の無負荷定格出力電圧で動作する屋内又は屋外用で、主に一般用照明に用いる管形冷陰極放電ランプ（ネオン管を含む）及び類似器具用の照明器具について規定する。

注記 1 対応国際規格で規定する無負荷定格出力電圧の上限値は 10 000 V であり、その注記 (NOTE) に日本では、15 000 V の無負荷定格出力電圧が認められる旨の記載がある。

この規格は、固定形又は移動形で、変圧器、インバータ又は変換器を介して高圧、電源電圧又は特別低電圧 (ELV) の供給を受ける、発光放電管及び電源装置を組み込んだ照明器具に適用する。

この規格は、1 000 V 以下（予熱式陰極）の定格電圧で動作し、JIS C 8105（規格群）の該当する第 2 部を適用する発光放電管用の照明器具、及び我が国の配線規定を適用する電気照明システムに現場で組み込まれる発光放電管照明器具には適用しない。

この規格は、引用する JIS C 8105-1 の関連する各章の規定と併読する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60598-2-14:2009, Luminaires—Part 2-14: Particular requirements—Luminaires for cold cathode tubular discharge lamps (neon tubes) and similar equipment (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

14.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの